

4 各種サービス・制度

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者、言語・音声機能の障害者の方が、病院の受診や学校行事の参加の際、コミュニケーションを円滑にするために手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

対 象 者	市内に居住する聴覚障害者、音声・言語機能障害者
必要なもの	身体障害者手帳

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(2) 自動車運転免許取得の助成

障害者の方が就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合、費用の一部を助成します。

対 象 者	次のいずれかの手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳 1級～4級 ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳
内 容	自動車運転免許（第一種普通免許）取得費用のうち10万円を限度に3分の2を助成します。
必要なもの	① 申請書 ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ③ 自動車教習所等の領収書 ④ 取得した免許証の写し ※ 免許証取得後6か月以内に申請できます。

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(3) 自動車改造費の助成

身体障害者の方が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合、費用の一部を助成します。

対 象 者	上肢、下肢、体幹機能障害1級～4級をお持ちの方
内 容	ハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造するため費用のうち10万円を限度に助成します。 ※事前に改造した場合は、助成の対象にはなりません。
必要なもの	① 申請書 ② 身体障害者手帳 ③ 運転免許証 ④ 改造見積書

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(4) 生活福祉資金の貸付

障害者世帯に対し、生活向上を図るための資金の貸付を行います。

対 象 者	身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
内 容	生業を営むため，就職のために必要な経費，住宅の増改築等の一時的に必要な資金を低利で貸付を行います。

(問合せ先 江田島市社会福祉協議会 TEL 27-7770)

(5) 盲導犬

視覚障害者の自立と社会参加促進のため盲導犬を給付します。

対 象 者	身体障害者手帳（視覚障害者）1級・2級をお持ちの18歳以上の方
内 容	就労等により社会活動の参加に効果があり，盲導犬を適切に利用し，飼育できる方に給付します。

(問合せ先 広島県障害者社会参加促進センター TEL 082-254-2505
社会福祉課 TEL 43-1638)

(6) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成

軽度・中等度難聴児の方が補聴器を取得する場合，費用の一部を助成します。

対 象 者	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児
内 容	補聴器取得費用と基準額を比較して少ない額の3分の2を助成します。
必要なもの	① 医師の意見書 ② 見積書

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)